

千歳市工事施行成績評定要領

平成18年3月29日市長決裁

第1条 この要領は、千歳市が発注する工事の施行成績の評価（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資するとともに、工事目的物の品質等の確保及び向上を図ることを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、1件の契約金額が130万円以上の工事について、次に掲げる区分により行うものとする。ただし、応急のための工事又は緊急を要する工事については、契約金額にかかわらず、評定を省略することができる。

- (1) 130万円以上250万円未満の工事
- (2) 250万円以上の工事

（評定者）

第3条 評定は、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第36条第1項の監督員及び検査員並びに工事主管課の係長相当職にある職員（以下「工事主管係長等」という。）が行う。ただし、工事主管係長等が監督員を兼ねるときは検査員と2名で評定を行う。

（評定の方法）

第4条 評定は、千歳市工事施行成績評定基準（平成18年3月29日市長決裁）に基づき、工事ごとに行うものとする。

（評定書等の提出）

第5条 監督員及び工事主管係長等は、工事の完成を確認したときは、速やかに評定を行い、工事完成一件書類とともに検査員に提出する。

2 検査員は、工事の完成検査のときに評定を行う。

3 工事主管課は、前2項の規定により評定した結果を工事施行成績評定書（以下「評定書」という）及び請負工事成績評定採点表（以下「採点表」という）に取りまとめ、速やかに所管部長（水道局が発注するものにあつては、水道局長）の供覧に付し、契約担当課に提出する。

（評定結果の通知）

第6条 市長は、前条第3項の規定により取りまとめた評定書等の結果を速やかに第1号様式により当該工事の請負人（以下単に「請負人」という。）に通知する。

（評定の修正）

第7条 市長は、前条の規定により評定の結果を通知した後に、当該結果を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正し、その結果を第2号様式により請負人に通知する。

(説明請求等)

第8条 市長は、第6条及び前条の規定により評定の結果を通知するときは、当該通知をした日の翌日から起算して14日以内に、書面により評定内容について説明を求められることができる旨を併せて通知する。

2 市長は、請負人から前項の説明を求められたときは、速やかに審議の上、第3号様式により請負人に回答する。

(評定書等の取扱い)

第9条 契約担当課は、評定書等を取りまとめ、3年の間保存するものとする。

(評定結果の特別報告及び公表)

第10条 合計評定点が80点以上の工事については、その旨を第4号様式により市長及び千歳市建設工事請負業者指名委員会に報告する。この場合において、市長は、工事名、請負業者名及び合計評定点を公表することができるものとする。

2 合計評定点が65点未満及び法令遵守等で5点以上の減点の工事については、その旨を第4号様式により市長及び千歳市建設工事請負業者指名委員会に報告する。

(適用除外)

第11条 第2条第1号に規定する工事に係る評定の結果については、第6条から第8条及び前条の規定は適用しない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、評定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

2 第6条から第8条まで及び第10条の規定は、当分の間適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(千歳市工事施行成績評定要領の一部を改正する要領の一部改正)

2 千歳市工事施行成績評定要領の一部を改正する要領(平成18年3月29日市長決裁)の一部を次のように改正する。

附則の第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

様

千歳市長

工事施行成績の評定結果について（通知）

貴社が受注した工事について、千歳市工事施行成績評定要領第4条に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定結果に疑問があるときは、その旨を書面をもって、通知の日の翌日から起算して14日以内に当職に対し説明を求めることができます。

記

1 工事名

2 工期 年 月 日 ~ 年 月 日

3 完成検査年月日 年 月 日

4 合計評定点 点

考 査 項 目		
項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1 施工体制	施工体制一般	/ 3.2
	配置技術者	/ 3.8
2 施工状況	施工管理	/ 11.7
	工程管理	/ 9.3
	安全対策	/ 10.7
	対外関係	/ 3.4
3 出来形及び出来ばえ	出来形	/ 13.9
	品質	/ 15.9
	出来ばえ	/ 8.5
4 高度技術（加点のみ）	高度技術力	/ 7.8
5 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	/ 5.4
6 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	/ 6.4
7 法令遵守等（減点のみ）	法令遵守等	
計		/ 100

5 問合せ先 千歳市 部 課

様

千歳市長

工事施行成績の評定結果について（修正通知）

年 月 日 付けで通知した貴社が受注した工事の評定について、千歳市工事施行成績評定要領第7条に基づき、修正した評定結果を通知します。

なお、評定結果に疑問があるときは、その旨を書面をもって、通知の日の翌日から起算して14日以内に当職に対し説明を求めることができます。

記

- 1 工 事 名：
- 2 工 期： 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 完成検査年月日： 年 月 日
- 4 合計評定点： 点
（ 年 月 日通知）
- 5 修正合計評定点： 点
（今回通知分）

考 査 項 目			
項 目	細 別	通知済評定点	修正評定点
1 施工体制	施工体制一般		
	配置技術者		
2 施工状況	施工管理		
	工程管理		
	安全対策		
	対外関係		
3 出来形及び 出来ばえ	出来形		
	品質		
	出来ばえ		
4 高度技術	高度技術力		
5 創意工夫	創意工夫		
6 社会性等	地域への貢献等		
7 法令遵守等	法令遵守等		
計			

6 問合せ先 千歳市 部 課

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

様

千歳市長

評 定 結 果 説 明 書

年 月 日付けで説明を求められた評定結果について、次のとおり回答いたします。

工 事 名	
合計評定点	
【回答内容】	

